

① 利用者や職員が、もしかしてコロナかも？
発熱・咳等の症状があり、受診が必要と思われる方

②-1 家族等から
かかりつけ医など身近な医療機関に電話相談
(診療できない場合、「診療・検査医療機関」を案内)

夜間・休日や、相談する医療機関に迷う場合

②-2 大津市「受診・相談センター」に電話相談
電話番号 077-526-5411 (24時間365日)
※職員の居住地が大津市外の場合は、居住地管轄の相談センターに相談

②-3 「診療・検査医療機関」受診

②-4 帰国者・接触者外来受診

③ 医師の判断で、必要に応じPCR検査実施

- 診断結果待ち利用者：
原則自宅待機。代替サービス等検討、必要性が高いサービスを精査し、感染防止策を徹底したうえでサービスを提供する。
- 診断結果待ち職員：自宅待機

※検査結果が出るまで関係者は守秘義務を徹底する

「新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者」

- (1) 発熱・息苦しさ等の症状により医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者（PCR検査を受ける者）
- (2) 保健所から新型コロナウイルス陽性者との濃厚接触者と認定された者

④ 障害福祉課へ (1)電話報告 および (2)報告書様式をメール送信

(1) 電話番号 (平日9:00~17:00) 障害福祉課 077-528-2745
(夜間・休日) 大津市コールセンター/守衛室 077-523-1234
「障害福祉課に感染症の件で連絡したい」と伝える→担当者から折り返し連絡

(2) メールアドレス 障害福祉課 otsu1408@city.otsu.lg.jp

⑤ 障害福祉課が関係事業所の確認
⇒保健所に報告・協議

⑥ 障害福祉課が、検査結果判明前に情報共有が必要と判断された関係事業所に情報共有を行い、感染防止策を講じる (人権擁護・混乱防止の観点からその他関係事業所には連絡しない)

PCR検査結果「陽性」

⇒ 検査結果を障害福祉課・主治医等へ報告

利用者・職員とも

- ・原則入院又は療養施設入所
- ・事業所、送迎車等の消毒
- ・事業休止の場合は利用者、家族、相談員等へ連絡
- ・保健所が濃厚接触者（濃厚な接触が疑われる利用者・支援者・家族等）を特定し、必要に応じて濃厚接触者へのPCR検査を実施 (→④)

PCR検査結果「陰性」(濃厚接触者)

⇒ 検査結果を障害福祉課・主治医等へ報告

利用者の場合

- サービスの必要性再検討(通所は原則2週間中止)
- サービスを提供する際は感染防護策を徹底

職員の場合

- 陽性者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間、自宅待機

PCR検査結果「陰性」

(濃厚接触者以外)

⇒ 検査結果を障害福祉課・主治医等へ報告

利用者・職員とも

- 医師の指示に従い、自宅にて療養・経過観察を継続する